Press Release
記者発表資料

きらっと☆とよかわっ！
愛知県 豊川市

令和７年７月22日

豊川市政記者クラブ加盟社　各位

～あなたの想いを地域のちからに～
令和７年度豊川市成年後見制度シンポジウム
兼
豊川市市民後見人養成講座説明会

昨今、高齢化の進展や障がいのある方の増加に伴い、意思判断が困難な方々の権利を守る「成年後見制度」への関心が高まっています。豊川市では、この制度についてより多くの方に理解を深めていただくため、令和７年９月６日（土）にイオンモール豊川で、市民の方をはじめ、どなたでもご参加いただける「成年後見制度シンポジウム」を開催します。また令和７年度からはじまる市民後見人養成講座の事前説明会も同日に開催します。

１．開催概要

日　時：令和７年９月６日（土）１３：３０～１６：００
会　場：イオンモール豊川　３階　イオンホール
対象者：どなたでも
参加費：無料
定　員：１００名
内　容：第一部　豊川市成年後見制度シンポジウム
　　第二部　豊川市市民後見人養成講座説明会

２．第一部　豊川市成年後見制度シンポジウム（１３：３０～１４：５０）

成年後見制度とは、知的障害・精神障害・認知症などで判断能力が十分でない方のために、その人の財産管理や契約、手続きのサポートをする制度のことです。今回のシンポジウムでは、厚生労働省成年後見制度利用促進室で専門官として勤務された経験もある、川端伸子氏を講師としてお招きし、成年後見制度についての正しい理解や市民後見人の役割、意思決定支援について理解が深まる機会となるようなお話をいただく予定です。

TOYOKAWA

３．第二部　豊川市市民後見人養成講座（１５：００～１６：００）

令和７年度からはじまる市民後見人養成講座についての事前説明会です。市民後見人とは、地域に暮らす市民が後見人となり支援を必要とする方に寄り添った支援をする方のことです。講座では、認知症や障害の理解、後見人の役割や実務を学んでいきます。成年後見制度に関する活動に興味がある方や知識を深め業務や家族の支援等に役立てたい方の育成を目的としています。

４．申し込み

申込期間：令和７年８月１日（金）～令和７年８月２２日（金）
申込方法：①～③のいずれか

① チラシ裏面の下段を記入し、ＦＡＸ
② メール（チラシ裏面の申し込み内容を記載の上）
③ ＱＲコード

【お問合せ先】
豊川市役所 福祉部 介護高齢課 高齢者支援係　森・浅見
TEL:0533-89-2105 Ｅメール：kaigokorei@city.toiyokawa.lg.jp

©いなりん

令和７年度豊川市成年後見制度シンポジウム
豊川市市民後見人養成講座説明会

参加無料

定員100名

あなたの想いを
地域のちからに

～住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活を～

＜開催日時＞

令和７年
９月６日(土)
13：30 ▸ 16：00

会場 イオンモール豊川
３Ｆイオンホール

対象 どなたでも

成年後見制度とは
知的障害・精神障害・認知症などで判断能力が十分でない方のために、その人の財産管理や契約、手続きのサポートをする制度です。

市民後見人とは
後見人等として選任され、制度に沿って必要とする方に寄り添う市民のことです。

お問い合わせ先

●豊川市福祉部障害福祉課
TEL　：0533-89-2159
Email：shogaifukushi@city.toyokawa.lg.jp

●豊川市福祉部介護高齢課
TEL　：0533-89-2105
Email：kaigokorei@city.toyokawa.lg.jp

シンポジウムのみ/説明会のみの参加も可能です。

成年後見制度シンポジウム
兼 令和７年度市民後見人養成講座説明会を開催します

第１部
13:30～14:50

豊川市成年後見制度シンポジウム
「成年後見制度・市民後見人とは？」
～地域における権利擁護支援について～

シンポジスト　**川端　伸子　氏**

（一般社団法人権利擁護支援プロジェクトともす代表）

ケアワーカーや医療ソーシャルワーカーを経て、地域包括支援センターの権利擁護業務の後方支援を約13年経験。また、平成30年度から5年間は、厚生労働省成年後見制度利用促進室で成年後見制度利用促進専門官を務める。これまでの経験の中で、自分一人では自分の権利を主張できない方の権利擁護の支援を実現するためには、権利擁護支援の実践を行っている支援者を支えていくことが重要と考え、現在は、豊富な知識と経験を活かし、権利擁護支援を様々な地域に根付かせるためのサポート活動を展開している。

第２部
15:00～16:00

豊川市市民後見人養成講座説明会
令和７年度から市民後見人養成講座を開催します

豊川市の開催する養成講座では、次のような方の育成を目的としています。

①法人後見の支援員として活躍してくださる方
②権利擁護支援に関するボランティアとして活動してくださる方
③知識を深め、業務や家族の支援に役立てたい方

この講座では、認知症や障害の理解、後見人の役割や実務を学んでいきます。成年後見制度だけでなく権利擁護支援への理解が深まる内容となっており、**満25歳以上であればどなたでも**ご受講いただけます。

キリトリ線

申込み

申込期間：令和7年8月1日（金）～令和7年8月22日（金）

下記の申込内容をFAX･メール･お申込専用フォームのいずれかでお申し込みください

（ふりがな） 参加者氏名	（　　）		連絡先 ※日中繋がりやすい番号		
参加希望	□シンポジウム □説明会 □どちらも	住所	□豊川市 □豊川市外	手話通訳･要約筆記などのご希望	□手話通訳 □要約筆記 □その他

※ この申込書は、本講演会の目的以外で使用することはありません。
必要事項をご記入の上、下記提出先までご提出ください。

◇提出先
〒442-8601　豊川市諏訪1丁目1番地　障害福祉課　成年後見担当あて
FAX　0533-89-2137　E-mail　shogaifukushi@city.toyokawa.lg.jp

お申込フォーム

©いなりん

令和７年度豊川市成年後見制度シンポジウム
豊川市市民後見人養成講座説明会

参加無料

定員100名

あなたの想いを
地域のちからに

～住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活を～

＜開催日時＞

令和７年
９月６日(土)
13：30 ▸ 16：00

会場 イオンモール豊川
３Ｆイオンホール

対象 どなたでも

成年後見制度とは
知的障害・精神障害・認知症などで判断能力が十分でない方のために、その人の財産管理や契約、手続きのサポートをする制度です。

市民後見人とは
後見人等として選任され、制度に沿って必要とする方に寄り添う市民のことです。

お問い合わせ先

●豊川市福祉部障害福祉課
TEL　：0533-89-2159
Email：shogaifukushi@city.toyokawa.lg.jp

●豊川市福祉部介護高齢課
TEL　：0533-89-2105
Email：kaigokorei@city.toyokawa.lg.jp

シンポジウムのみ/説明会のみの参加も可能です。

成年後見制度シンポジウム
兼 令和７年度市民後見人養成講座説明会を開催します

第１部
13:30～14:50

豊川市成年後見制度シンポジウム
「成年後見制度・市民後見人とは？」
～地域における権利擁護支援について～

シンポジスト　**川端　伸子　氏**

（一般社団法人権利擁護支援プロジェクトともす代表）

ケアワーカーや医療ソーシャルワーカーを経て、地域包括支援センターの権利擁護業務の後方支援を約13年経験。また、平成30年度から5年間は、厚生労働省成年後見制度利用促進室で成年後見制度利用促進専門官を務める。これまでの経験の中で、自分一人では自分の権利を主張できない方の権利擁護の支援を実現するためには、権利擁護支援の実践を行っている支援者を支えていくことが重要と考え、現在は、豊富な知識と経験を活かし、権利擁護支援を様々な地域に根付かせるためのサポート活動を展開している。

第２部
15:00～16:00

豊川市市民後見人養成講座説明会
令和７年度から市民後見人養成講座を開催します

豊川市の開催する養成講座では、次のような方の育成を目的としています。

①法人後見の支援員として活躍してくださる方
②権利擁護支援に関するボランティアとして活動してくださる方
③知識を深め、業務や家族の支援に役立てたい方

この講座では、認知症や障害の理解、後見人の役割や実務を学んでいきます。成年後見制度だけでなく権利擁護支援への理解が深まる内容となっており、**満25歳以上であればどなたでも**ご受講いただけます。

キリトリ線

申込み

申込期間：令和7年8月1日（金）～令和7年8月22日（金）

下記の申込内容をFAX･メール･お申込専用フォームのいずれかでお申し込みください

（ふりがな） 参加者氏名	（　　）		連絡先 ※日中繋がりやすい番号		
参加希望	□シンポジウム □説明会 □どちらも	住所	□豊川市 □豊川市外	手話通訳･要約筆記などのご希望	□手話通訳 □要約筆記 □その他

※ この申込書は、本講演会の目的以外で使用することはありません。
必要事項をご記入の上、下記提出先までご提出ください。

◇提出先
〒442-8601　豊川市諏訪1丁目1番地　障害福祉課　成年後見担当あて
FAX　0533-89-2137　E-mail　shogaifukushi@city.toyokawa.lg.jp

お申込フォーム